

(1)相続人(第1順位)

相続人第1順位:被相続人の子又はその代襲者

被相続人の子どもが第1順位になります。

※子どもが亡くなっていた場合は、被相続人の直系の孫などが代わりに第1順位の相続人として代襲相続します。

